

部会の設置について

平成 11 年 10 月 8 日

民間資金等活用事業推進委員会決定

- 1 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 22 条第 3 項の規定に基づき、民間資金等活用事業推進委員会に次の部会を置く。
 - （1）事業推進部会
 - （2）評価基準部会
- 2 事業推進部会においては、民間資金等活用事業の推進のために必要な措置、制度等に関する調査審議を行う。
- 3 評価基準部会においては、特定事業の選定及び民間事業者の選定に係る客観的評価基準に関する通則的事項等に関する調査審議を行う。
- 4 なお、各部会には、当該部会に属さない委員又は専門委員も、随時、出席することができるものとする。